

第 31 回反核医師のつどい in 千葉 アピール

2021 年 1 月 22 日、被爆者と核兵器廃絶を求めてきた多くの人々の願いであった核兵器禁止条約が発効しました。1946 年の国連総会第 1 号決議が「核及びその他の大量破壊兵器の廃絶」を国際社会の最優先目標としてから 70 有余年、核兵器廃絶へ向けて「始まりの一步」となりました。条約加盟国はすでに 56 の国・地域に達し、全米市長会議が核兵器禁止条約を歓迎するよう米国政府に呼び掛ける決議を採択するなど、核兵器禁止条約の掲げる「使用されない唯一の保障として核兵器の完全な廃絶」へ向けた機運は高まりつつあります。

しかし、日本政府は日米同盟下、米国の核抑止力維持に拘泥し、核兵器禁止条約への署名・批准を行わないとの姿勢を変えておらず、2022 年 3 月開催予定の第 1 回締約国会議へのオブザーバー参加にも消極的です。さらに米国のバイデン大統領がめざす「核の先制不使用」についても、中国や北朝鮮の核戦力への抑止確保という観点から支持していません。唯一の戦争被爆国である日本政府のこのような姿勢は、国内的にも国際的にも理解を得られるものではありません。

私たちは、第 1 回締約国会議に日本政府がオブザーバー参加すること、また、2022 年 1 月の NPT 再検討会議でも日本政府が積極的役割を果たすことを強く求めます。

2021 年 7 月にはいわゆる「黒い雨」訴訟で、原告側勝訴の判決が確定、原告に被爆者健康手帳が交付されました。広島高裁判決は、「放射能による健康被害が否定できないことを立証すれば足りる」とし、また内部被曝の可能性も認め、11 の疾病要件も撤廃するなど、被爆者の認定範囲をより幅広く認めた点で大変画期的なものです。しかし、国は過去の裁判例との整合性や、内部被曝による健康被害を広く認めることに関しては、容認できないとの立場を表明しています。また、長崎の被爆体験者については、「裁判を見守る」とし救済に背を向けています。被爆者・被爆体験者は高齢となっており一刻の猶予もありません。私たちは、広島・長崎における援護対象区域の早急な抜本的見直しと、原告以外の同様の被曝を受けたすべての方に、被爆者健康手帳を速やかに交付することを求めます。

2021 年は東日本大震災から 10 年を迎える年でもありました。東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故から 10 年を経て、未だに避難生活を余儀なくされている帰還困難区域の住民が 2.2 万人にもものぼります。そのような中で、第 6 次エネルギー基本計画案が示されました。脱炭素電源として 2019 年度には 6% だった原発の電源構成比を、2030 年度には 20~22% にするというものです。福島第一原発の廃炉作業が遅れている中で、ひとたび事故が起これば制御困難となる原発の「核」とも共存することはできません。また、政府は、東電福島第一原発事故から発生した汚染水の ALPS 処理水を海洋放出しようとしています。本格操業をめざし、移行期間に移った福島県の漁業に壊滅的な打撃を与えるのは必至です。漁業者をはじめ多くの県民が反対や慎重の声をあげているも、関係者に理解なしには放出しないとの約束まで反故にする海洋放出を強行することは許されません。原発の再稼働を許さず、ALPS 処理水の海洋放出を止めることが重要となっています。

私たちは、核兵器廃絶と原発全廃の実現を希求し、ここ房総の地から、「核兵器の暴走」を止め、たく奮闘する決意です。

2021 年 10 月 31 日

反核医師・医学者のつどい in 千葉
参加者一同